

「大仙市魅力発信 VR 映像制作および機材導入」に関する情報提供依頼(RFI)実施要項

1. 趣旨・目的

本方針は、大仙市の市長のトップセールスや県外での特産品 PR ブース等において、来場者に本市の観光・文化イベントを疑似体験してもらい、関係人口の創出や地域ブランドの認知度向上を図るための VR 映像制作および視聴用機材の導入を検討しています。

本業務の検討にあたり、専門的な知見を有する事業者から、実現可能な表現手法、最適な機材構成、および概算費用についての情報提供を求めることを目的とします。

2. 対象事業(想定する業務内容)

現時点で想定している業務概要は以下のとおりです。

(1) VR 映像の企画・撮影・編集業務

◦映像の性質:没入感があり、視聴者が上下左右 360 度を見回した際に、実際にそのイベント会場に立っているかのような高クオリティな 360 度 VR 映像。

◦対象イベント(予定):大曲の花火、刈和野の大綱引き、ドンパンまつり 等から選定

◦映像構成、尺:①単体イベント版(1 イベントあたり 3~5 分程度に編集したもの)、②総集編(ダイジェスト)版(複数のイベントの魅力をもとめた編集映像)。

(2) VR 視聴機材(ゴーグル等)の選定

◦制作する映像のクオリティ(解像度・フレームレート等)を最大限に活かせる VR ゴーグル 2 台 の購入・選定。

3. 情報提供を求める事項(事業者への質問項目)

ご提案にあたっては、以下の項目について資料の提出をお願いいたします。

① VR 映像の手法・クオリティに関する提案

◦実写 360 度動画において、没入感を高めるための撮影技術(4K/8K 等の解像度、ドローン空撮の可否、音響効果など)についての提案。

◦過去に自治体やイベント等で制作した、類似の 360 度 VR 映像の実績、またはサンプル動画(URL 等)。

② 最適な VR ゴーグルの選定案

◦PR ブースやトップセールス等の現場において、一般の体験者が扱いやすく、映像クオリティを十分に発揮できるスタンドアロン型(PC 不要タイプ)VR ゴーグルの推奨機種とその理由。または、PC を必要とするタイプの場合の推奨機種とその理由。

③ 概算費用(見積もり)

以下の項目について、それぞれ制作に関わる一切の費用(出張費、編集費、機材費等を含む)の概算を提示してください。

1. イベント 1 本あたりの撮影・編集費用

2. 複数イベントを 1 本にまとめるための総集編編集費用

3. 推奨する VR ゴーグル(2 台)の購入費用(PC を要する場合は PC の購入費等は含めない)

4. その他、運用や保守(初期設定レクチャー等)に想定される費用

④ その他

1. サンプル映像の提供(サンプル映像がある場合に限る)

イメージを確認したいので、提案書の提出時に、サンプルとなる映像が公開されている動画配信サイト等の URL 等を提供すること。

2. 「音」へのこだわり

花火や大綱引きは「音(音圧・歓声)」も没入感の大きな要素であることから、「空間音声(向いた方向から音が聞こえる技術)」に対応の有無やその理由。

3. その他

映像制作に必要な事項や、注意点等。その他、参考となる最新の VR 映像業界を取り巻く情勢、トレンドの紹介など。

4. 参加資格

◦360 度動画・VR 映像の撮影および編集の実績を有する法人または団体であること。

5. スケジュール

- 本実施要項公布:2026 年 5 月 25 日(月曜日)
- 質問受付締切:2026 年 6 月 2 日(火曜日)※様式は任意、メール可
- 質問に対する回答:2026 年 6 月 3 日(水曜日)
- 企画提案書等提出締切:2026 年 6 月 10 日(水曜日)

6. 資料の提出方法および提出先

- 提出書類:企画提案書(任意様式)、概算見積書(任意様式)
- 提出方法:電子メールによる PDF データの送付
- 提出先:大仙市 企画部 広報広聴課(担当:木村、佐々木)
 - ・メールアドレス:kouhou@city.daisen.lg.jp
 - ・電話:0187-63-1111(内線 274)

7. 注意事項および資料の取り扱い

① 契約等の不約束

本 RFI は、将来の調達(発注)に向けた仕様書作成および予算算定のための参考情報・アイデアを収集することを目的としたものであり、提出を以って将来の契約や発注を約束するものではありません。

また、資料提出の有無が、今後実施される可能性のある公募型プロポーザルや入札等への参加条件に影響を与えることはありません。

② 費用の負担

本 RFI への参加、質問、および資料の作成・提出等、一連の対応に要する一切の費用は、すべて事業者の負担とします(市からの費用支払いは行いません)。

③ 秘密保持および資料の取り扱い

1.提出された資料は、大仙市役所内における検討・評価の目的にのみ使用し、事業者の同意なしに第三者へ開示・漏洩することはありません。

2.ご提案いただいた独自のアイデアや技術的ノウハウ等の知的財産については、慎重に取り扱い、その権利を侵害しないよう配慮いたします。

3.ただし、提出された資料は「大仙市情報公開条例」の対象となる場合があります。万一、他社に知られたくない営業秘密(固有の積算根拠など)が含まれる場合は、あらかじめ該当箇所を明示、または資料を分けて提出してください。

④ 資料の返却

提出された資料(データ含む)は、理由のいかんを問わず返却いたしませんのであらかじめご了承ください。